

第5章 避難管理

(劇場等の客席)

第35条 劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背（いす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。）の間隔は、80センチメートル以上とし、いす席の間隔（前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。）は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、42センチメートル以上とすること。
- (3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4メートル以下とすること。
- (4) 客席（最下階にあるものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数（8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数（20席を超える場合にあつては、20席とする。）をいう。以下この条において同じ。）以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数（1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル（片側のみがいす席に接する縦通路にあつては、60センチメートル）未満としてはならない。

ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。

エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。

オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること。

【解説】

本条は、劇場等（劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂若しくは集会場）の屋内の客席に

関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅、立見席の位置及び奥行、手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものです。

第 36 条 劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。

(1) いすは、床に固定すること。

(2) いす背の間隔は、75 センチメートル以上とし、座席の幅は、42 センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、いす背の間隔を 70 センチメートル以上とすることができる。

(3) 立見席には、奥行 3 メートル以下ごとに、高さ 1.1 メートル以上の手すりを設けること。

(4) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席 10 席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、20 席）以下ごとに、その両側に幅 80 センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5 席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、10 席）以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ いす席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各座席から歩行距離 15 メートル以下でその 1 に達し、かつ、歩行距離 40 メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ ます席を設ける客席の部分には、幅 50 センチメートル以上の通路を、各ますがその 1 に接するように保有すること。

エ ます席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各ますから歩行距離 10 メートル以内でその 1 に達するように保有すること。

【解説】

本条は、劇場等（劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂若しくは集会場）の屋外の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものです。

（基準の特例）

第 36 条の 2 前 2 条の規定の全部又は一部は、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、

適用しない。

【解説】

本条は、消防長が、劇場等の位置、収容人員、使用形態（催物の内容、観客層等）、警備体制等から総合的に判断して、入場者の避難上支障がないと認めた場合には、基準によらないことができることを規定したものです。

（キャバレー等の避難通路）

第 37 条 キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が 150 平方メートル以上の階の客席には、有効幅員 1.6 メートル（飲食店にあつては、1.2 メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席 7 個以上を通過しないで、その 1 に達するように保有しなければならない。

【解説】

本条は、キャバレー等及び飲食店の客席における避難通路の保有について規定したものです。

（ディスコ等の避難管理）

第 37 条の 2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

【解説】

本条は、ディスコ、ライブハウス、カラオケボックス等が火災になった場合、円滑な避難を図るため、速やかに店内の特殊な照明や音響を停止させることを関係者に課したものです。

（個室型店舗の避難管理）

第 37 条の 3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオその他これらに類する店舗の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと消防長が認めるものにあつては、この限りでない。

【解説】

本条は、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオ等が火災になった場合、円滑な避難を図るため、避難通路に面する個室の外開き戸の基準を定めたものです。

(百貨店等の避難通路等)

第38条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2メートル（売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものにあつては、1.6メートル）以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。

2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

【解説】

本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階で、その売場又は展示場内における避難通路の保有について定めたもので、さらに百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することを規定したものです。

(劇場等の定員)

第39条 劇場等の関係者は、次に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

(1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）を超えて客を入場させないこと。

ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。

この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数（1未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

(2) 客席内の避難通路に客を入場させないこと。

(3) 1のます席には、屋内の客席にあつては7人以上、屋外の客席にあつては10人以上の客を入場させないこと。

(4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

【解説】

本条は、定員管理に関する規定で、劇場等について、その実態に応じた定員算定方法を定め、関係者が守らなければならない、定員外の客の入場禁止並びに定員表示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について規定したものです。

(避難施設の管理)

第40条 令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

(1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、滑り等を生じないように常に維持すること。

(2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。

(3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

【解説】

本条は、消防法施行令別表第1（以下「令別表第1」という。）に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難の妨害となる設備及び物件の放置の禁止、床面の適正な維持並びに避難口に設ける戸の管理について規定したものです。

(防火設備の管理)

第41条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に接近して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

【解説】

本条は、令別表第1に掲げる防火対象物の防火戸に対する管理上の基準を規定したものです。

(準用)

第 42 条 第 35 条から第 36 条の 2 まで及び第 37 条の 2 から前条までの規定は、体育館、講堂、その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

【解説】

本条は、体育館、講堂その他本来は他の用途に使用される防火対象物を、一時的に劇場等又は展示場の用途に使用する場合においても、劇場等又は展示場の避難管理に関する規定が準用される旨を規定したものです。

第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第 42 条の 2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第 5 条の 2 第 1 項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第 1 項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、告示しなければならない。

【解説】

本章は、祭礼、縁日、花火大会等の多数の者の集合する催しのうち、屋外で行われる大規模な催しにおいて、火災の予防及び被害の軽減を目的とした防火管理体制の構築について規定しています。

本条は多数の者の集合する催しのうち、屋外で行われる大規模な催しについて、消防長が別に定める要件に該当する場合は、当該催しを指定催しとして指定する行為について規定しています。

<第 1 項について>

指定催しの指定行為を消防長の義務としています。

- (1) 多数の者の集合する催しについては、条例第 18 条第 1 項第 9 号の 2 の解説を参照
- (2) 消防長が別に定める要件については、「消防長が定める指定催しの要件」（平成 27 年大和市消防長告示第 1 号）に該当する催しであり、催しの主催者が出店を認めた露店等が 100 店以上（この 100 店は、催しの本部、ヨーヨー釣り、お面屋等一般に火気器具を使用しない露店等も含みます。）又は火気器具を使用する露店等が 50 店以上の場合となります。

また 1 つの催しが、2 以上の会場で行われる場合については、すべての会場の露店等を合算した数となります。

<第 2 項、第 3 項について>

消防長が指定催しを指定する際の手続きについて規定しています。

（屋外催しに係る防火管理）

第 42 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第 45 条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の 14 日前（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に前条第 1 項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日）までに、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

【解説】

本条は、前条第 1 項の規定により指定催しと指定された催しにおける主催者の義務を規定しています。

<第1項について>

第1項に定める防火担当者の資格について、特段の定めはありませんが、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者を選任してください。指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者となってもかまいません。

<第2項について>

火災予防上必要な業務に関する計画には第1号から第6号に規定する内容が必ず必要となります。

- (1) 第1号の規定に基づき、防火担当者及び火災予防上必要な業務について従事する者を定め、業務を実施する体制として業務の分担、活動の範囲、内部組織の設置等について記載します。
- (2) 第2号の規定に基づき、指定催しにおける対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様について、催しを開催する日までに把握する方法や催し当日において、それらを確認するための方法等を記載します。
- (3) 第3号の規定に基づき、指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画や催し当日における会場の配置を確認するための方法等を記載します。

対象火気器具等の把握にあつては、器具等の数、配置等だけでなく、気体、液体、固体燃料の量、保管方法、補充方法又は電気の供給元等の把握も必要です。

- (4) 第4号の規定に基づき、指定催しの主催者があらかじめ把握した対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画や催し当日における消火準備の有無を確認するための方法等を記載します。

準備する消火器は、条例第18条第1項第9号の2の解説を参照してください。

- (5) 第5号の規定に基づき、催しの会場において警備等を行う消防、警察、警備会社等の実態に応じた火災時の初動体制を記載します。火災時の初動体制は、主催者又は防火担当者を初動体制の組織の長とし、消火班、通報連絡班及び避難誘導班を定めます。

また催しの会場が2以上ある場合は、会場ごとに、責任者と各担当班を定め、火災に対し有効な活動ができるように努めてください。

- (6) 第6号の規定に基づき、第1号から第5号に規定するもののほか、計画に変更が生じた際の消防機関との情報共有の方法等、催しの実態に応じ火災予防上必要な業務に関する事項を記載します。

第6章 雑則

(防火対象物の使用開始の届出等)

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。

【解説】

本条は、令別表第1各項(19項及び20項に掲げるものを除く。)に掲げる防火対象物について、施設と管理の両面から、その実態を的確に把握するために、使用開始の提出を義務付けたものです。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)
- (3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)
- (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)
- (6) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8)の2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)
- (10) 燃料電池発電設備(第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)

- (11) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第 12 条第 4 項に定めるものを除く。）
- (12) 蓄電池設備
- (13) 設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (14) 水素ガスを充てんする気球

【解説】

本条は、第 3 章第 1 節に規定する火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、火災危険の大きいものの設置の届出について規定したものです。

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 45 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

【解説】

本条は、火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある行為を揚げ、その届出について規定したものです。

(指定洞道等の届出)

第 45 条の 2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする^{ずい}隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置

(2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件

(3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

【解説】

本条は、指定洞道等について消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者に対しその火災に対する適切な安全管理対策の指導を行なうことにより、洞道等における防火安全を期することを目的とするものです。

※ 「洞道」とは、通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等の隋道をいい、人の出入りする事のできない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しません。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

【解説】

本条は、第4章の規制の対象となる物品の貯蔵及び取扱いに係る消防長への届出義務を規定したものです。

<第1項について>

指定数量の5分の1以上（個人住宅での貯蔵及び取扱いの場合には指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び表1で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類は同表の数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者の届出について規定したものです。

表1

品名	数量
綿花類	200 キログラム
木毛及びかんなくず	400 キログラム

ぼろ及び紙くず		1,000 キログラム
糸類		1,000 キログラム
わら類		1,000 キログラム
再生資源燃料		1,000 キログラム
可燃性固体類		3,000 キログラム
石炭・木炭類		10,000 キログラム
可燃性液体類		2 立方メートル
木材加工品及び木くず		10 立方メートル
合成樹	発泡させたもの	20 立方メートル
脂類	その他のもの	3,000 キログラム

<第2項について>

第1項の規定により届け出た貯蔵及び取扱いを廃止する場合の届出を規定したものです。

(タンクの水張検査等)

第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

2 前項の規定により水張検査又は水圧検査を申し出た者は、大和市手数料条例(昭和26年大和町条例第9号)の定めるところにより手数料を納入しなければならない。

【解説】

本条は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査について定めたもので、手数料については、大和市手数料条例に規定しています。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

【解説】

本条は、防火対象物を利用しようとするものに対して、防火対象物の防火安全性を判断するために必要となる情報を提供するため、消防法令違反に関する情報を公表することができることを規定したものです。

<第1項について>

法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合とは、防火対象物で消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず当該設備等が設置されていない場合です。

<第2項について>

違反の公表を行うときは、防火対象物の関係者に対して、事前に通知することを規定したものです。

<第3項について>

第1項で規定した違反の公表対象となる防火対象物、消防法令違反の内容及び公表の手続きについては、大和市火災予防規則に定めることを規定したものです。

(委任)

第49条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、市長が定める。

【解説】

本条は、この条例の実施手続等その施行細目について、市町村長への委任を規定したものです。

第7章 罰則

(罰則)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第31条の規定に違反した者

(3) 第 33 条又は第 34 条の規定に違反した者

(4) 第 42 条の 3 第 2 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

【解説】

本条は、以下の者に対する罰則について規定しています。

- ① 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準（第 30 条）の規定に違反して指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取扱った者
- ② 指定数量未満の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第 31 条）、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（第 33 条）、綿花類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第 34 条）の規定に違反した者
- ③ 火災予防上必要な業務に関する計画（第 42 条の 3 第 1 項）を提出しなかった者

第 51 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【解説】

本条は、第 50 条に規定する行為者のほかに、法人又は使用主に対する両罰則を規定しています。

別表第3 (第3条及び第18条関係)

種類				離隔距離 (センチメートル)					備考		
				入力	上方	側方	前方	後方			
炉	開放炉	使用温度が800度以上のもの		—	250	200	300	200			
		使用温度が300度以上800度未満のもの		—	150	150	200	150			
		使用温度が300度未満のもの		—	100	100	100	100			
	開放炉以外	使用温度が800度以上のもの		—	250	200	300	200			
		使用温度が300度以上800度未満のもの		—	150	100	200	100			
		使用温度が300度未満のもの		—	100	50	100	50			
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42キロワット以下)	—	15注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2センチメートルとする。
				内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42キロワット以下)	—	—	60	—		
				浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	15	15	15	

	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	15	60	15
	内がま	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	15	60	—
	密閉式	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	2注	2	2
	屋外用	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	60	15	15	15

不燃	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下）	—	4.5注	—	4.5
			内がま	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下）	—	—	—	—
		浴室 外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	4.5	—	4.5
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	4.5	—	4.5

		内がま	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	—	—	—
	密閉式		21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	2注	—	2
	屋外用		21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	30	4.5	—	4.5
液体燃料	不燃以外		39キロワット以下	60	15	15	15
	不燃		39キロワット以下	50	5	—	5
	上記に分類されないもの		—	60	15	60	15

温風暖房機	気体燃料 不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100センチメートルとする。
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	15	150	
		26キロワットを超え70キロワット以下	100		15	100注1	15			
	温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100		150	150	150			
	強制排気型	26キロワット以下	60		10	100	10			
	不燃	半密閉式	強制対流型	強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
				強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
				強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
	不燃	半密閉式	強制対流型	強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
				強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
				強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
	不燃	半密閉式	強制対流型	強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
				強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
				強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
上記に分類されないもの					—	100	60	60注2	60	
ちゅう 厨房設備	気体燃料 不燃以外	開放式		組込型 こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15注	15	15注	
	不燃	開放式		組込型 こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型ここんろんろ・グリル付	14キロワット以下	80	0	—	0	

				・グリドル付 こんろ						
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0	
		上記に分類されないもの		使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50	
ボ イ ラ ー	気 体 燃 料	不燃 以外	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
				半密閉式		12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15
						12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5
				密閉式		42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	60	15	15	15
					フードを付ける場合	42キロワット以下	15	15	15	15
			不燃	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5
		フードを付ける場合			7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
				半密閉式		42キロワット以下	—	4.5	—	4.5
				密閉式		42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
				屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	42キロワット以下	10	4.5	—	4.5

液体燃料	不燃以外				12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15	注：熱対流方向が一方に集中する場合には60センチメートルとする。	
					12キロワット以下	40	4.5	15	4.5		
	不燃				12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5		
					12キロワット以下	20	1.5	—	1.5		
	上記に分類されないもの					23キロワットを超える	120	45	150		45
						23キロワット以下	120	30	100		30
ストーブ	不燃以外	開放	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5		
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5注	4.5		
	不燃	開放	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5		
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5注	4.5		
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100	100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	150	15	100	15		
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	120	100	—	100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	120	5	—	5		
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100		

乾燥設備	気体燃料	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
		不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	—	4.5	
	上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50	
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30	
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	フードを付けない場合	1.2キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	1.2キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式				1.2キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型			1.2キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型		1.2キロワット以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型		1.2キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	屋外用				フードを付けない場合	1.2キロワット以下	60	15	15	15
					フードを付ける場合	1.2キロワット以下	15	15	15	15
	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	1.2キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	1.2キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
		半密閉式				1.2キロワット以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型			1.2キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5

			瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用		フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外			12キロワット以下	40	4.5	15	4.5	
		不燃			12キロワット以下	20	1.5	—	1.5	
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15
				瞬間型		12キロワットを超え70キロワット以下	—	15	15	15
		密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型		12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型		12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12キロワットを超え42キロワット以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合		12キロワットを超え42キロワット以下	15	15	15	15
			瞬間型	フードを付けない場合		12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合		12キロワットを超え70キロワット以下	15	15	15	15
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	—	4.5	—	4.5
				瞬間型		12キロワットを超え70キロワット以下	—	4.5	—	4.5

	密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5				
		瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0				
			壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5				
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	10	4.5	—	4.5			
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	30	4.5	—	4.5			
	フードを付ける場合			12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	—	4.5				
	液体燃料	不燃以外		12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15				
		不燃		12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5				
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15			
移動式ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方に集中する場合には60センチメートルとする。注2：方向性を有するもの	
					全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100		
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5		注1
					強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5			
				全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80			
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5	4.5	注1		
				強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5			

液体燃料	不燃 以外	開放式	放射型	7キロワット以下	100	50	100	20	にあっては100センチメートルとする。			
				自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	150	100	100		100		
					7キロワット以下	100	50	50		50		
			強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	12キロワット以下	100	15	100		15		
					7キロワットを超え12キロワット以下	100	150	150		150		
						7キロワット以下	100	100		100	100	
			不燃	開放式	放射型	7キロワット以下	80	30		—	5	
						自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	120		100	—	100
							7キロワット以下	80		30	—	30
					強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	12キロワット以下	80		5	—	5
7キロワットを超え12キロワット以下	80	150					—	150				
	7キロワット以下	80					100	—	100			
固体燃料					—	100	50 注2	50 注2	50 注2			

調理用器具	気体燃料 不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8キロワット以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。			
				卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	1.4キロワット以下	100	15注	15	15注				
			バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7キロワット以下	100	15	15		15		
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7キロワット以下	50	4.5	4.5		4.5		
			バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7キロワット以下	15	4.5	4.5		4.5		
					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7キロワット以下	30	10	10		10		
					圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10		10		
			不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8キロワット以下	80	0		—	0	
						卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	1.4キロワット以下	80	0		—	0	
					バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7キロワット以下	80		0	—	0
						加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7キロワット以下	30		4.5	—	4.5

				卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
				炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7キロワット以下	15	4.5	—	4.5	
				圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5	
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外			6キロワット以下	100	15	15	15	
		不燃			6キロワット以下	80	0	—	0	
	固体燃料			—	100	30	30	30		
電気 温風機	電気	不燃以外			2キロワット以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注：温風の吹き出し方向にあっては60センチメートルとする。
		不燃			2キロワット以下	0注	0注	—注	0注	
電気 調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下(1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下)	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発
					—	—	20注1	—	20注1	
					—	—	10注2	—	10注2	
					4.8キロワット以下	100	2	2	2	

			(1口 当たり 1キロ ワット を超え 2キロ ワット 以下)	—	15 注1	—	15 注1	熱体の 外周か らの距 離)を 示す。 注2： 機器本 体上方 の側方 又は後 方の離 隔距離 (こん ろ部分 が電磁 誘導加 熱式調 理器の 場合に おける 発熱体 の外周 からの 距離)を 示す。	
			4.8キ ロワッ ト以下 (1口 当たり 1キロ ワット 以下)	100	2	2	2		
			こんろ 部分の 全部が 電磁誘 導加熱 式調理 器のも の	5.8キ ロワッ ト以下 (1口 当たり 3.3キ ロワッ ト以下)	100	2	2		10注 1注2
				—	10 注1 注2	—	—		
				—	10 注2	—	10 注2		
不燃	電気こんろ、電気レ ンジ、電磁誘導加熱 式調理器（こんろ形 態のものに限る。）	こんろ 部分の 全部又 は一部 が電磁 誘導加 熱式調 理器で ないも の	4.8キ ロワッ ト以下 (1口 当たり 3キロ ワット 以下)	80	0	—	0		
				—	0 注1 注2	—	0 注1 注2		
		こんろ 部分の 全部が 電磁誘 導加熱 式調理 器のも の	5.8キ ロワッ ト以下 (1口 当たり 3.3キ ロワッ ト以下)	80	0	—	0		
				—	0 注2	—	0 注2		


電気 天火	電気	不燃以外		2キロワット以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10センチメートルとする。
		不燃		2キロワット以下	10	4.5注	—	4.5注	
電子 レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10センチメートルとする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5注	—	4.5注	
電気 ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	15	—	4.5		
		全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	80	—	80		
		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	0	—	0		
電気 乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1キロワット以下	0	0	—	0	

電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0センチメートルとする。 注2：排気口面にあつては4.5センチメートルとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5注1	0注2	—注2	0注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	—	0	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第 7 (第 23 条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

別表第 8 (第 33 条、第 34 条、第 34 条の 2 及び第 46 条関係)

品名	数量
綿花類	200キログラム
木毛及びかんなくず	400キログラム
ぼろ及び紙くず	1,000キログラム
糸類	1,000キログラム
わら類	1,000キログラム
再生資源燃料	1,000キログラム
可燃性固体類	3,000キログラム
石炭・木炭類	10,000キログラム

可燃性液体類		2立方メートル
木材加工品及び木くず		10立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20立方メートル
	その他のもの	3,000キログラム

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油が染み込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁^{しい}及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次の第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するもの(1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次の第2号、第3号又は第4号のいずれかに該当するものを含む。)をいう。
 - (1) 引火点が40度以上100度未満のもの
 - (2) 引火点が70度以上100度未満のもの
 - (3) 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 - (4) 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類とは、コークス、粉状の石炭が氷に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。